

事 務 連 絡

平成18年5月17日

各都道府県介護サービス情報の公表制度担当課 御中

厚生労働省老健局振興課介護サービス振興係

「介護サービス情報の公表」制度に係るQ&Aの送付について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「介護サービス情報の公表」制度の施行に当たりましては、各都道府県において、鋭意各種事務の準備、実施に取り組まれているところですが、今般、本制度に係るQ&Aについて、別紙のとおり取りまとめましたので、連絡します。また、関係機関等への周知方、よろしくお願ひします。

(照会先) 厚生労働省老健局振興課
介護サービス評価推進専門官 山本
電話 03-5253-1111(内線3981)
介護サービス振興係 齋木、馬場
電話 同上 (内線3982・3981)
FAX 03-3503-7894

別紙

「介護サービス情報の公表」制度に関するQ&A
VOL. 2

平成18年5月17日

厚生労働省老健局振興課

1 体制整備関係

(問) 調査員養成研修に係る経過措置について、平成17年度に都道府県において行った研修についても、都道府県知事の公示が必要と考えてよいか。

(答) お見込みのとおりであり、平成17年度に都道府県において行った研修についても、政令附則第22条第1項のとおり、都道府県知事の公示が必要である。

2 報告・調査・情報公表計画関係

2①

(問) 報告に関する計画の基準日前1年間の介護報酬支払実績の対象は、居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費であり、居宅支援サービス費、居宅支援サービス計画費、介護予防サービス費又は介護予防サービス計画費は対象外経費と考えてよいか。

(答) 平成18年度に介護サービス情報の公表制度の対象となる訪問介護、訪問入浴介護その他の9サービスは、いずれも介護給付の対象サービスであることから、お見込みのとおり、居宅支援サービス費等又は介護予防サービス費等は対象外経費である。

2②

(問) 報告に関する計画の基準日前1年間の介護報酬支払実績額は、利用者負担の1割分を除いた額と解釈してよいか。

また、当該実績額は、指定又は許可を行っている都道府県内のサービス利用者分に限定してよいか。

(答)

1 省令第140条の30第1号の規定による100万円については、利用者負担を含めた金額として取り扱われたい。

したがって、第4回協議会の質疑時における回答は訂正するので、留意されたい。

2 また、介護報酬支払実績額を、指定又は許可を行っている都道府県内のサービス利用者分に限定することは、介護サービス事業所ごとの適正な介護報酬収入実績額とはならないので、都道府県外のサービス利用者分を含めて把握されたい。

(注) アンダーライン部分に係る回答については、平成18年4月28日付事務連絡の訂正である。

2③

(問) 計画の基準日において休止中の事業所については、報告計画に位置付けないこととして差し支えないか。

(答)

1 本制度は、利用者が適切に介護サービス事業所を選択し、適切なサービス利用を行うことを支援するために行うものであることから、休止中の事業所の情報を公表する必要はない。

また、このことは、介護保険法施行規則第140条の30第2号に規定する正当な理由に当たる事項と考えて差し支えない。

(参考) 介護保険法施行規則 (抄)

第140条の30 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる基準に該当する事業所以外のものについて、令第37条の2第1項に規定する計画（以下この条及び第140条の34において「計画」という。）で定められたときとする。

一 (略)

二 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

2 なお、この場合は、報告計画において、介護サービスの提供を再開する日の2週間前までに介護サービス情報を報告するものとする旨を定めることが適当である。

2④

(問) 事業所の合併により新規指定を行う事業所に係る介護報酬支払実績については、合併前の実績を対象として差し支えないか。

(答)

- 1 事業所の合併により、実質的に新規の事業所として指定を行う場合には、合併前の実績を対象としないことが適当である。
- 2 なお、新規指定を行わない合併の場合には、合併前の実績を対象として差し支えない。

3 介護サービス情報の報告関係

3①

(問) 調査の時点は調査日現在とされているが、事業者の報告時点の内容との間に変更が生じた場合の取扱い如何。

(答) 制度施行通知においては、調査の時点は調査日現在としたところであるが、報告の内容が調査の時点で変化する可能性が生じるため、報告日現在として訂正し、取り扱われたい。

(制度施行通知の正誤表)

別紙のⅢの6の(4)のイの(ア)のa

正	誤
調査の時点は、 <u>報告日現在</u> とする。	調査の時点は、 <u>調査日現在</u> とする。

(注) アンダーライン部分に係る回答については、平成18年4月28日付事務連絡の訂正である。

3②

(問) 居宅サービスに係る基本情報の「介護サービスの利用者への提供実績(支払実績)」の「経過的要介護」欄に平成17年度等の実績を報告させるに当たっては、要支援の人数を報告させることとしてよいか。

(答) 平成18年度に介護サービス情報の公表制度の対象となる訪問介護、訪問入浴介護その他の9サービスは、いずれも介護給付の対象サービスであり、予防給付の対象サービスは対象外である。また、平成17年度以前の要支援者は経過的要介護者ではない。このため、平成17年度以前の実績に係る経過的要介護者の報告は「0」として報告させることとされたい。

4 調査事務関係

(問) 新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者は、基本情報のみを報告することとなるのか。

(答) お見込みのとおりであり、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者は、省令第140条の31のとおり、基本情報を報告するものである。